

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新 規 □ 再提案 (· · 第 回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名 称		
件名	11 老朽化施設等の長寿命化対策に伴う改修、建て替え等に対する財政支援について		
提案市	須坂市		
提案要旨	公用施設が老朽化した際の建て替え、長寿命化のため行う大規模改修、並びに不要となった公用施設、公共施設の除却に対して、国の財政支援（交付税措置のある地方債）を求める。		
提案理由	<p>地方においては、苦しい財政状況を踏まえ、今ある公共施設等の長寿命化を図るために、計画的に大規模な施設改修・設備の更新を実施し多額の経費を支出する必要が生じている。</p> <p>また、長寿命化が不可能な場合は、老朽化施設の建て替えや既存施設の取り壊しが必要となり、この場合にも多額の経費が必要となる。</p> <p>国の財政支援を受けることで、長寿命化、建て替え等個々の施設の状況に応じた公用施設の適正管理が推進される。</p>		
現況及び課題等	公共施設等適正管理推進事業債は一部を除き、公共用建物のみを対象としており、公用施設は起債の対象となっていないため、公用施設の適正化が進んでいない。また、除去費用については、公用施設、公共施設ともに交付税措置がされていない。		
関係法令	地方財政法		